

山梨県公報

号外第五十五号

令和二年

十二月二十五日

金 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例……………一
- 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例……………一〇

条例のあらまし

○ 山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例 (条例第五十七号)

(県民安全協働課)

- この条例は、県民に交流及び連携を図るための機会と場を提供することにより、地域課題の解決及び地域経済の活性化に向けた社会貢献活動、起業等の県民の主体的な取組を促し、もって地域の活性化に資することとした。
- 施設の名称及び位置を定めることとした。
- 指定管理者による管理を行い、その業務の範囲を定めることとした。
- センターの休館日を定めることとした。
- 利用料金の限度額を定めることとした。
- この条例の施行の日前においても、指定管理者の指定を行うことができることとした。
- この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、6については、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第五十八号)

(健康長寿推進課)

- 租税特別措置法等の一部改正に鑑み、延滞利息の割合の特例に係る規定について、

特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めることとした。

- この条例は、令和三年一月一日から施行することとした。

○ 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (条例第五十九号)

(障害福祉課)

- 県立梨の実療の社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会への譲渡及び県立あさひワーカーホームの社会福祉法人山梨県障害者援護協会への譲渡に伴い、次の改正を行うこととした。

- 県立梨の実療及び県立あさひワーカーホームに係る規定を削除する。
- その他規定の整備を行う。

- この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例 (条例第六十号)

(畜産課)

- 家畜改良増殖法施行規則の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 家畜人工授精所の許可証の書換交付等に係る手数料を新たに設ける。
 - (二) その他規定の整備を行う。

- この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例 (条例第六十一号)

(道路管理課)

- 道路法施行令の一部改正に鑑み、県が管理する道路に係る占用料の額について、国の管理する道路に係る占用料の額に準じて改定することとした。

- この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六十二号)

(治水課)

- 山梨県道路法施行条例の一部改正に鑑み、河川に係る土地占用料について、県が管理する道路に係る占用料の額に準じ、その額を改定することとした。

- この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十七号

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例 (設置)

- 県民に交流及び連携を図るための機会と場を提供することにより、地域課題の

解決及び地域経済の活性化に向けた社会貢献活動、起業等の県民の主体的な取組を促し、もって地域の活性化に資するため、やまなし地域づくり交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 やまなし地域づくり交流センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------------------|-----|
| 山梨県立やまなし地域づくり交流センター | 甲府市 |

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立やまなし地域づくり交流センター（以下「センター」という。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 県民が交流及び連携を図るための催し及び講座の実施に関する業務
- 四 地域課題の解決及び地域経済の活性化に関する情報の収集及び提供に関する業務
- 五 地域課題の解決及び地域経済の活性化に関する相談に関する業務
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 - 一 事業計画の内容が、センターの効用を発揮することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。

と。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休館日)

第六条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）である場合を除く。）
- 二 休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。）
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(利用時間)

第七条 センターの利用時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第八条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。
 - 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
 - 四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

(承認の取消し)

第九条 指定管理者は、センターを利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

- 第十条 第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係るセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。
 - 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
 - 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十一条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、センターを利用する者がその責に帰することができない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(知事による管理)

第十四条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にセンターの利用の承認が含まれるときに限る。）における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、別表に定める額

の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十一条、第十二条及び別表の規定の適用については、第十一条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同表中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十四条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十五条 知事は、次に掲げる場合においては、第八条第一項（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（以下この条及び次条において「利用承認」という。）を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に関し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者又は知事が利用承認をしようとする場合

二 指定管理者又は知事が第九条（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による利用承認の取消しをしようとする場合

(知事への情報提供)

第十六条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により利用承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の前においても、第三条及び第五条の規定の例により、センターの管理に関し、指定管理者を指定することができる。

別表(第十条、第十四条関係)

一 会議室等を利用する場合

| 施設区分 | 利用区分 | |
|--------|-----------|-----------|
| | 午前 | 午後 |
| 大会議室 | 午前九時～正午 | 午後一時～午後五時 |
| | 午後六時～午後九時 | 午前九時～午後九時 |
| 全面 | 一、五六〇円 | 二、〇八〇円 |
| 半面 | 七八〇円 | 一、〇四〇円 |
| 第一会議室 | 七五〇円 | 一、〇〇〇円 |
| 第二会議室 | 一五〇円 | 二〇〇円 |
| 第三会議室 | 一八〇円 | 二四〇円 |
| 第四会議室 | 七八〇円 | 一、〇四〇円 |
| 多目的ホール | 二、〇七〇円 | 二、七六〇円 |
| 夜 | 一、五六〇円 | 二、六〇〇円 |
| 全日 | 五、二〇〇円 | 二、六〇〇円 |
| | 二、〇七〇円 | 六、九〇〇円 |
| | 七八〇円 | 二、六〇〇円 |
| | 一八〇円 | 六〇〇円 |
| | 七八〇円 | 二、六〇〇円 |
| | 二、〇七〇円 | 六、九〇〇円 |

備考

1 利用時間がこの表の区分による時間を経過する場合の超過時間に対する利用料金の限度額は、全日の金額を時間割により算定した額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算定する。

2 入場料金を徴収する場合の利用料金の限度額は、この表の利用料金の限度額に二割の増率を乗じて得た額を当該利用料金の限度額に加算した額とする。

3 利用料金の限度額に一〇〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

二 コワーキングスペースを利用する場合

| 単位 | 金額 |
|-------|--------|
| 一日につき | 八〇〇円 |
| 一月につき | 六、八〇〇円 |

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十八号

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例
山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例(平成五年山梨県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、附則第三項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「十月」を「九月」に、「九月」を「八月」に、「十二月十五日」を「十一月三十日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例附則第二項及び第三項の規定は、延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十九号

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例(平成二十一年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中山梨県立梨の実寮の項及び山梨県立あさひワークホームの項を削り、同表山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮の項第一号中「身体障害者及び通知児童に對し、生活介護」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者(以下この項において「身体障害者」という。)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六十三条の二の規定により障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であるとして児童相談所長が市町村長に通知した児童(以下この項において「通知児童」という。)に對し、法第五條第七項の生活介護(次項及び第六條第一項第一号において「生活介護」という。)に改め、同項第二号中「知的障害者及び障害児」を「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者(十八歳以上である者に限る。次項において「知的障害者」という。)及び障害児(児童福祉法第四條第二項に規定する障害児のうち、身体に障害のある児童、知的障害のある児童及び精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二條第二項に規定する発達障害児を含む。)をいう。第六條第一項第二号において同じ。)」に、「短期入所」を「法第五條第八項の短期入所(次項及び第六條第一項第二号において「短期入所」という。)」に改め、同項第三号中「施設入所支援」を「法第五條第十項の施設入所支援(次項及び第六條第一項第三号において「施設入所支援」という。)」に改め、同表山梨県立育精福祉センター成人寮の項第一号中「通知児童」を「児童福祉法第六十三條の三の規定により障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であるとして児童相談所長が市町村長に通知した児童(以下この項において「通知児童」という。)」に改める。

第三條中「山梨県立梨の実寮、山梨県立あさひワークホーム、山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮」を「山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮」に、「梨の実寮等」を「あけぼの医療福祉センター成人寮」に改める。

第四條及び第五條第二項中「梨の実寮等」を「あけぼの医療福祉センター成人寮等」に改める。

第六條第一項中「梨の実寮等」を「あけぼの医療福祉センター成人寮等」に改め、同項第五号及び第六号を削る。

第七條及び第八條第一項中「梨の実寮等」を「あけぼの医療福祉センター成人寮等」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正前の山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例第七條の事業報告書であつて、令和二年度の山梨県立梨の実寮及び山梨県立あさひワークホームに係るものについては、なお従前の例による。

山梨県家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第六十号

山梨県家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例

山梨県家畜改良増殖法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年農林省令第九十六号」の下に「。以下「省令」という。」を加える。

第三条の見出しを「(家畜人工授精所の開設の許可に係る標識の交付等)」に改め、同条第一項中「許可証及び」を削る。

第五條第一項の表一の項中「の書換え交付」を「の書換え交付」に、「種畜証明書書換え交付手数料」を「種畜証明書書換え交付手数料」に改め、同表四の項を削り、同表五の項中「第三十二條」を「第二十三條」に、「の書換え交付」を「の書換え交付」に、「家畜人工授精師免許証書換え交付手数料」を「家畜人工授精師免許証書換え交付手数料」に改め、同項を同表四の項とし、同表六の項中「第三十二條」を「第二十三條」に改め、同項を同表五の項とし、同表に次のように加える。

| | | |
|--|----------------------|-------|
| 六 法第二十四條の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可に対する審査 | 家畜人工授精所開設許可申請手数料 | 五千七百円 |
| 七 省令第三十八條第一項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付 | 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料 | 千七百円 |

| | | |
|---------------------------------------|--------------------|------|
| 八 省令第三十九条第一項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付 | 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料 | 千七百円 |
|---------------------------------------|--------------------|------|

附則
この条例は、公布の日から施行する。

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年十二月二十五日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第六十一号
山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例
山梨県道路法施行条例（平成十二年山梨県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。
別表（第七条関係）

| 占有物件 | | 占用料 | |
|---------------------|-------|---------|------|
| 法第三十二條第一項第一号に掲げる工作物 | 第一種電柱 | 単位 | 所在地 |
| | | | |
| | 第一種電柱 | 一本につき一年 | 第一級地 |
| | 第二種電柱 | | 第二級地 |
| | 第三種電柱 | | 第三級地 |
| | | | 第四級地 |

| 第一種電話柱 | 第二種電話柱 | 第三種電話柱 | その他の柱類 | 共架電線その他上空に設ける線類 | 地下に設ける電線その他の線類 | 路上に設ける変圧器 | 地下に設ける変圧器 | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 |
|--------|--------|--------|--------|-----------------|----------------|-----------|------------------|-----------------------|
| 六五〇円 | 一、〇〇〇円 | 一、四〇〇円 | 六五円 | 長さメートルにつき一年 | 四円 | 一個につき一年 | 占用面積一平方メートルにつき一年 | 一個につき一年 |
| 四六〇円 | 七三〇円 | 一、〇〇〇円 | 四六円 | 七円 | 三円 | 六四〇円 | 三九〇円 | 一、三〇〇円 |
| 三八〇円 | 六一〇円 | 八三〇円 | 三八円 | 五円 | 二円 | 四五〇円 | 二七〇円 | 九一〇円 |
| 三四〇円 | 五四〇円 | 七四〇円 | 三四円 | 四円 | 二円 | 三七〇円 | 二三〇円 | 七六〇円 |
| | | | | 三円 | 二円 | 三三〇円 | 二〇〇円 | 六八〇円 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|--------------------------|--------------------------|------------|------|------|------|---------------------------------------|--------------------------------------|------------|------------|------|------|------|------|
| 法第三十二 条第一 項第二号 に掲げる 物件 | 外径が〇・〇七 メートル未満の もの | 長さ一 メートル につき一 年 | 一、 三〇〇円 | 九一〇円 | 七六〇円 | 六八〇円 | 郵便差出箱及び 信書便差出箱 | 五五〇円 | | | | | | |
| | | | | | | | 広告塔 | 表示面 積一平 方メー トルに つき一 年 | 四、 三〇〇円 | 一、 九〇〇円 | 九六〇円 | 六七〇円 | 三三〇円 | |
| | | | | | | | その他 | 占用面 積一平 方メー トルに つき一 年 | 一、 三〇〇円 | 九一〇円 | 七六〇円 | 六八〇円 | 二八〇円 | |
| | | | | | | | 外径が〇・〇七 メートル以上 〇・一メートル 未満のもの | | 三九円 | 二七円 | 一六円 | 一四円 | 二〇円 | 二八〇円 |
| | | | | | | | 外径が〇・一メ ートル以上〇・ 一メートル未満 のもの | | 五九円 | 四二円 | 三四円 | 三〇円 | 二〇円 | 二八〇円 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|--------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------|--------------------------------------|---------------------------------------|-----------------|-----|------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 法第三十二 条第一 項第三号 及び第四号 に掲げる施設 | 外径が一メー トル以上のもの | 外径が〇・七メ ートル以上一メ ートル未満のもの | 外径が〇・四メ ートル以上〇・ 七メートル未満 のもの | 外径が〇・三メ ートル以上〇・ 四メートル未満 のもの | 三メートル未満 のもの | 外径が〇・二メ ートル以上〇・ 三メートル未満 のもの | 外径が〇・一五 メートル以上 〇・二メートル 未満のもの | 一五メートル未 満のもの | 占用面 | 一、 三〇〇円 | 七八円 | 七八円 | 七八円 | | |
| | | | | | | | | | 積一平 | 九一〇円 | 五五〇円 | 八二円 | 五五円 | 五五円 | 五五円 |
| | | | | | | | | | 方メー | 七六〇円 | 四五〇円 | 六八円 | 四五円 | 四五円 | 四五円 |
| | | | | | | | | | | 六八〇円 | 四一〇円 | 六一円 | 四一元 | 四一元 | 四一元 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| 法第三十 二条第一 項第五号 に掲げる 施設 | 地下街 及び地 下室 | | 階数が 一のも の | 階数が 二のも の | 階数が 三以上 のもの | 上空に設ける通 路 | 地下に設ける通 路 | その他 | 法第三十 二条第一 項第六号 に掲げる 施設 | |
|------------------------------------|------------------|--|-----------------|-----------------|-------------------|--------------|-----------------|------------|--------------------------------------|----------------|
| | Aに〇・〇〇五を乗じて得た額 | | | | | | | | | Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 |
| トルに つき一 年 | トルに つき一 年 | | トルに つき一 年 | | トルに つき一 年 | | トルに つき一 年 | | 占用面 積一平 方メー トルに つき一 日 | |
| | Aに〇・〇〇五を乗じて得た額 | | Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 | | Aに〇・〇〇一を乗じて得た額 | | 一、 一〇〇円 | 一、 三〇〇円 | 一、 三〇〇円 | 四三〇円 |
| | Aに〇・〇〇五を乗じて得た額 | | Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 | | Aに〇・〇〇一を乗じて得た額 | | 二、 九三〇円 | 一、 五六〇円 | 一、 九一〇円 | 一九〇円 |
| | Aに〇・〇〇五を乗じて得た額 | | Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 | | Aに〇・〇〇一を乗じて得た額 | | 三、 四八〇円 | 二、 二九〇円 | 七、 七六〇円 | 一〇円 |
| | Aに〇・〇〇五を乗じて得た額 | | Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 | | Aに〇・〇〇一を乗じて得た額 | | 四、 三三〇円 | 三、 二〇〇円 | 六、 六八〇円 | 七円 |

| 政令第七 条第一号 に掲げる 物件 | 看板（ アーチ である ものを 除く。） | 一時 的に設 けるも の | 表示面 積一平 方メー トルに つき一 年 | その他 | 標識 | 旗ざお | 祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの | その他 | 幕（政 令第七 条） 祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの |
|----------------------------|----------------------------------|-----------------------|--------------------------------------|-----|------------|------|--|------|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | 四三〇円 | | 一、 〇〇〇円 | 四三〇円 | | 四三〇円 | 四三〇円 |
| | | | 一九〇円 | | 七三〇円 | 一九〇円 | | 一九〇円 | 一九〇円 |
| | | | 九六円 | | 六一〇円 | 一〇円 | | 九六円 | 九六円 |
| | | | 六七円 | | 五四〇円 | 七円 | | 六七円 | 六七円 |

| 政令第七号に掲げる工事用材料及び同条第五号に掲げる工事用材料 | 政令第七号に掲げる工事用材料及び同条第五号に掲げる工事用材料 | 政令第七号に掲げる工事用材料及び同条第五号に掲げる工事用材料 | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| | | アーチ | その他 | | |
| | | | その他 | その他 | その他 |
| 占用面積一平方メートル | 占用面積一平方メートル | 占用面積一平方メートル | 占用面積一平方メートル | 占用面積一平方メートル | 占用面積一平方メートル |
| 四三〇円 | 一、三〇〇円 | 二、一〇〇円 | 三、〇〇〇円 | 四、三〇〇円 | 四三〇円 |
| 一九〇円 | 九一〇円 | 九三〇円 | 九〇〇円 | 一九〇円 | 一九〇円 |
| 九六円 | 七六〇円 | 四八〇円 | 九六〇円 | 九六円 | 九六円 |
| 六七円 | 六八〇円 | 三三〇円 | 六七〇円 | 六七円 | 六七円 |

| 政令第七号に掲げる施設 | 政令第七号に掲げる施設 | 政令第七号に掲げる施設 | 政令第七号に掲げる施設 | | | | 政令第七号に掲げる施設 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| | | | トンネルの上の地下を設けるもの | トンネルの上の地下を設けるもの | トンネルの上の地下を設けるもの | トンネルの上の地下を設けるもの | |
| トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの | |
| 占用面積一平方メートルにつき一年 | |
| Aに〇・〇一四を乗じて得た額 | Aに〇・〇一六を乗じて得た額 | Aに〇・〇一九を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇二五を乗じて得た額 | Aに〇・〇二七を乗じて得た額 | Aに〇・〇二九を乗じて得た額 | |
| 一三〇円 | 九一元 | 七六円 | 六八円 | 一三〇円 | 九一元 | 七六円 | |

| | | | | | |
|--|--------------------------------------|-----------------------------|-----|-----|-----|
| 政令第七 条第十号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場 | 政令第七 条第十一 号に掲げ る応急仮 設建築物 | 政令第七 条第十三 号に掲げ る施設 | 建築物 | その他 | その他 |
|--|--------------------------------------|-----------------------------|-----|-----|-----|

| | | | | | | | | | |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇一四を乗じて得た額 | Aに〇・〇一六を乗じて得た額 | Aに〇・〇一九を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇一を乗じて得た額 | Aに〇・〇二を乗じて得た額 | Aに〇・〇三を乗じて得た額 | Aに〇・〇一六を乗じて得た額 |
| | Aに〇・〇一六を乗じて得た額 | Aに〇・〇一九を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇二を乗じて得た額 | Aに〇・〇三を乗じて得た額 | Aに〇・〇一六を乗じて得た額 | Aに〇・〇一を乗じて得た額 |
| | Aに〇・〇一九を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇三を乗じて得た額 | Aに〇・〇一六を乗じて得た額 | Aに〇・〇一を乗じて得た額 | Aに〇・〇二を乗じて得た額 |
| | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | Aに〇・〇一六を乗じて得た額 | Aに〇・〇一を乗じて得た額 | Aに〇・〇二を乗じて得た額 | Aに〇・〇三を乗じて得た額 |

| | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|----|--------|------|-----|----------------|----------------|
| 電話柱 | | 電柱 | | | 区分 | 金額 | 単位 | 所在地 | その他 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 |
| 第一種 | 第三種 | 第二種 | 第一種 | 第一種 | | | | | | |
| 六五〇円 | 五〇〇円 | 一〇〇円 | 七三〇円 | 第一級地 | 年 | 一本につき一 | 第一級地 | その他 | Aに〇・〇二三を乗じて得た額 | |
| 四六〇円 | 一〇〇円 | 七九〇円 | 五一〇円 | 第二級地 | | | 第二級地 | | | |
| 三八〇円 | 八八〇円 | 六五〇円 | 四二〇円 | 第三級地 | | | 第三級地 | | | |
| 三四〇円 | 七八〇円 | 五八〇円 | 三八〇円 | 第四級地 | | | 第四級地 | | | |

附則
この条例は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年十二月二十五日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第六十二号
山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例
山梨県流水占用料等に関する条例（平成十二年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。
別表第二号イの表を次のように改める。
イ 電柱等

| 埋設物 又は架 設物 | その他の柱類 | 鉄塔 | | 看板、広告板その他これ らに類するもの | 表示面 積一平 方メー トルに つき一 年 | 長さ一 メートル につき一 年 | 第二種 | 第三種 |
|---------------------------------------|--------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------|--------------------------------------|--------------------------|------|------|
| | | 占水面 積一平 方メー トルに つき一 年 | 占水面 積一平 方メー トルに つき一 年 | | | | | |
| 外径が〇・〇七 メートル未満の もの | 六五円 | 一、 三〇〇円 | 四、 三〇〇円 | 二七円 | 九〇〇円 | 二七円 | 〇〇〇円 | 四〇〇円 |
| 外径が〇・〇七 メートル以上 〇・一メートル 未満のもの | 四六円 | 九一〇円 | 九一〇円 | 一九円 | 九六〇円 | 二七円 | 七三〇円 | 〇〇〇円 |
| 外径が〇・一メ ートル以上〇・ 一五メートル未 | 三八円 | 七六〇円 | 七六〇円 | 一六円 | 六七〇円 | 二三円 | 六一〇円 | 八三〇円 |
| 外径が〇・一メ ートル以上〇・ 一五メートル未 | 三四円 | 六八〇円 | 六八〇円 | 一四円 | | 二〇円 | 五四〇円 | 七四〇円 |
| 外径が〇・一メ ートル以上〇・ 一五メートル未 | | | | | | 五九円 | | 四〇〇円 |
| 外径が〇・一メ ートル以上〇・ 一五メートル未 | | | | | | 四一元 | | 〇〇〇円 |
| 外径が〇・一メ ートル以上〇・ 一五メートル未 | | | | | | 三四円 | | 八三〇円 |
| 外径が〇・一メ ートル以上〇・ 一五メートル未 | | | | | | 三〇円 | | 七四〇円 |

附則
この条例は、令和三年四月一日から施行する。

| 満のもの | 外径が〇・一五 メートル以上 〇・二メートル 未満のもの | 外径が〇・二メ ートル以上〇・ 三メートル未満 のもの | 外径が〇・三メ ートル以上〇・ 四メートル未満 のもの | 外径が〇・四メ ートル以上〇・ 七メートル未満 のもの | 外径が〇・七メ ートル以上一メ ートル未満のも の | 外径が一メー ートル以上のもの |
|------|---------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|--------------------|
| 七八円 | 七八円 | 一二〇円 | 一六〇円 | 二七〇円 | 三九〇円 | 七八〇円 |
| 五五円 | 五五円 | 八二円 | 一一〇円 | 一九〇円 | 二七〇円 | 五五〇円 |
| 四五円 | 四五円 | 六八円 | 九一元 | 一六〇円 | 二三〇円 | 四五〇円 |
| 四一元 | 四一元 | 六一円 | 八一円 | 一四〇円 | 二〇〇円 | 四一〇円 |

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番